

建設水道常任委員会

平成24年12月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○紀 良治	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	都 市 建 設 部 長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
観 光 産 業 課 長	清水 修一	同 課 長 補 佐	関口 修
都 市 整 備 課 長	井上 貴至	同 課 長 補 佐	松岡 洋右
上 下 水 道 部 長	谷口 裕司	上 水 道 課 長 補 佐	上 埜 幸 弘
下 水 道 課 長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	井戸西 豊

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

はじめに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、紀委員、中川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願います。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第42号 斑鳩町風致地区条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備
課長

それでは、議案第42号 斑鳩町風致地区条例についてご説明申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

都市整備
課長

それでは、資料の末尾にお付けしております要旨に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が改正され、2以上の市町村の区域にわたるものを除く10ヘクタール以上の風致地区に関し、風致地区内における建築等の規制に係る条例を制定する権限が都道府県

から市町村へ移譲されることとなったことから、本条例を制定するものであります。

その制定内容といたしましては、前回の委員会で説明させていただきましたとおりであり、許可を要する行為や許可の基準など、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為に係る規制について定めております。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行してまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第42号 斑鳩町風致地区条例につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、何とぞ原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等をお受けいたします。
飯高委員。

飯高委員 この条例の第11条なんですけれども、違法建築した場合に30万円以下の罰金ということで、罰金はそういう形でされるということなんですけれども、違法建築の罰金でその後において、その建物をこれから指導する場合において、例えばそれを撤去するなり、また、所定の規定に基づいた形にするということについて、そのことについてどういうふうに考えていますか。

都市整備課長 罰則規定に伴いまして、違法建築物に対するその後の処理撤去等の関係についてのご質問だと思うんですけれども、これにつきましては、奈良県におきましては、現在そういう違反に関する処理要綱のようなものを作りましてですね、対応をされているところでございまして、本町におきましてもそういったところにつきましても今後検討していきたいと考えております。

飯高委員 それとですね、第2条の4号ですか、水面の埋め立て、干拓というこ

とで、これはどういう場合においてこういう形になってくるんですか。

都市整備課長　　いわゆる池等、公有水面とか、そういったものについてですね、埋め立てる場合、建築の変更と同様の届出が必要となってまいります。

飯高委員　　池等についての、ある意味では排水というか、その流域に対する保水とかいろいろあると思うんですけども、その面についてのその詳しい規定というのはあるんですか。

都市整備課長　　そういったものを実際にこうやって埋め立て等される場合には、当然事前にですね、水利等の調整等もされることと思いますので、そういった中で調整がなされながら、こういう行為がなされていくというふうに考えております。

飯高委員　　それと第2条の2項の3号ですか、非常災害のために必要な応急処置としての行う行為、これ、どういうものがあるんでしょうね。

都市整備課長　　これにつきましては、いろいろな災害等に対しましてですね、要は、災害復旧するためにその形質を変更したりする場合、緊急的なものが生じるというようなことがありますけれども、これにつきましては許可を要しないというようなことになっております。

委員長　　他、ございませんか。　小野委員。

小野委員　　先ほどの飯高委員の質問の中で、その処理要綱、県で処理要綱があるので、それに準じて、こちら町も当然制定していかれるんだと思うんですが、例えば、そういうのは、どういうふうな後処理をされるのか。奈良県の処理要綱で結構ですけども、今手元にあるんだったら、それ言うてほしい。それをたぶん飯高委員も聞いたかったんやと思うんですけどもね。先ほどの答弁では、ちょっとこの委員会ではもの足りないと思

いますので、どうなんですかね。

都市整備課長 申し訳ございません。ちょっと今その処理要綱、県の処理要綱についての現在持ち合わせておりませんので。

小野委員 これ、県が今までやってたところを、どう言うんですか、準じて条例を制定しなければならなくなったということやから、それに関連するよ
うな、今言っている処理要綱とか、それらは当然ね、知識として知っているはずなんですけどね。持ってないからとか、正確なんじゃないんですよ。それらのことは、どういう具合にして処理するから、この条例もできてくるということになるんやからね。今、手元にない、私はね、ちょっとゆっくりと言うてますけどもね。ちょっとわからんというのは、担当課としては情けないと思いますけども、どうなんですかね。わからないんですか、その点については。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 まことに申し訳ございません。現在、私も、今委員ご指摘のように、条例を制定するのであれば、当然、細部にわたってもきちっとした要綱等も頭に入れておくべきというところは、申し訳ございませんが、ちょっと反省をさせていただかなければいけないとこととでございます。まことに申し訳ないんですけども、現在手元に持っておりませんので、改めまして、ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解賜りますようよろしくお願いいたします。

小野委員 別にね、それがどうのこうのやないねんけどね、こういう条例を、どう言うんですか、県の条例に基づいてやっていくんだから、それに伴うのはすべて、これ要綱とか、いろんな規則とかで取り決めていかなあかんこととでしょ。だからね、それらについてもきちっとしたものを議論して、頭の中に入れておいて、条例を上程するものだと思うんですがね、

副町長 どうなんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 まことに申し訳ございません。十分注意をしていきたいと考えております。それと、今、先ほど、飯高委員さん、小野委員さん、違反した場合のあとの撤去もございました。例えば、県において、非常に重大な場合については撤去しているんですわ。例えば、斑鳩町内で、昭和45年ですかね、風致地区条例ができました。それ以後撤去というのはございません。例えば、法輪寺の前に農家住宅で建てられた木造の建築物ありますわね。あれが例えば違反建築でそのまま県が指導されております。あれについても撤去命令がまだ出ておらない状況です。そういう状況です。というのは、あれがあることによって、人身に大きい被害が及ぼさない、という判断を県でされたということで、あの状態で置かれております。で、許可は出ておりません。当然ながら。そういうことで県のほうにおいても、非常に、今言ったように、生命に非常に危険が及ぼす場合は、それは撤去命令が出るということでございまして、その詳細につきましても、先ほど申しあげましたように、非常に申し訳ないですが、早急に取り寄せまして、各委員さんに配布をさせていただくということで、非常に申し訳ないですが、ご了解をいただきたいと思っております。

小野委員 以前の調整区域での建物とかね、いろんな問題でね、赤紙を貼られたとかいう事実も、私は他の場所で知ってますけどもね、だけど、最終的には建て得ってというような形のことが今まであったんですよ。けどね、耐震の問題からね、やはり今、建築主事のほうでは、だいぶと厳しい処理をするんじゃないかなという推測があるからね。まあ撤去までいくのか、工事中止命令は、出るのが当然かなと思ったりしてるからね。できたらこの条例が制定されることについてもね、それらのことも言うてもらえたらと思うのでね。当然、この委員会にこの処理要綱とか、その後のものが、これに付随するものが制定されてきたら、報告していただい

るから、それで分かると思うんですけどね、それらのことも今までやってあるということをおね、ちょっと知りたかったので、ちょっとお願いしたいので、よろしくお願いします。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第43号 斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備 それでは、議案第43号、斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市整備 それでは、資料の末尾にお付けしております要旨に基づきまして、説明をさせていただきますと思います。

要旨をご覧くださいませでしょうか。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係

法律の整備に関する法律の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、町が移動等の円滑化のために必要な特定公園施設を設ける場合の基準について、条例を制定するものであります。

主な制定内容につきましては、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令に定める基準を参酌し、町が設置する特定公園施設の設置に関する基準を定めております。

その内容につきましては、前回の委員会で説明させていただきましたとおりであり、都市公園の出入口や園路など9つの特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行してまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第43号、斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、何とぞ、原案どおりご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

飯高委員。

飯高委員 第3条の1項で、出入口の幅ですけれども、120cmという規定のもとでありますけれども、地形によっては90cm以上とするという、ちょっと狭い形になって、これが実際にこれで適用できるのかということをお聞きしたいと思います。

都市整備課長 基本的には、幅が120cm以上という形の定めでございますけれども、実際その現地の状況によりまして、特別な事情等の地形等の関係等もございまして、特別なところについては90cm以上とすることができるということになっております。

飯高委員 心配しているのは、やはり車いすなんかがちやんと出入り口でこういった、ある程度の特定の幅があって、それに出入り口の対応ができるかなということ、ちょっと疑問に思いましたので、それについては、これは、やむを得ないということの中で90cmということになっているんですけども、やはりそれが本当にそうなのかということ考えた場合において、緩和されていることはできるんですけども、実際にそういった時において、本当にそうなのかということを確認したかったんで。

委員長 回答よろしいですか。

飯高委員 はい。

委員長 今のちょっと私も思ったんですけども、車いすで110いるのと違うかな。1m10ですよ。それだけちょっと確認したかったのです。わからへんかったら、もういいです。基準法で110やったと思うのでね。 井上都市整備課長。

都市整備 車いすにつきましては、80cmです。

課長

委員長 わかりました。一応確認だけ。

他、ございませんか。 小野委員。

小野委員 この今のに関連してやけど、特別の理由によりやむを得ない場合というのは、これは誰が決めるんですかね。

都市整備 整備をする場合にですね、やはり設置する場所の地形とか、そういったものを現地で確認をする中で、やはり設置する管理者となる斑鳩町のほうでそういった対応をします。

小野委員 そうした場合には、地形の状況とかその他ってということなんですがね、

どういう地形の場合がとかという、そういうものはもう決めているんですかね。

都市整備課長 個別のそういった住宅地の、いうところは決めてませんが、実際に公園を整備する場合にですね、その場所によりましては、進入路の確保等できないところもあります。その辺を勘案しながら、特別な理由になるかと思えます。

小野委員 ということは、そういう申請があがってきた時に、その時の担当者、担当者が、何の基準も持たずに、これはそしたら特別な理由なるなということで許可したりするような危険性が、私はあると思うんです。やはりその基準というものは、基準といいますか、それらの例といいますか、それらはきちっと担当課でね、確認したものにしなければ、担当者によって、いやこれはオッケーです、これはだめですとかね、こういうことになるような基準だったら、やっぱり住民にとっていろいろ迷うことになっていきますのでね。それは何かの方法で、例えば、今、委員長、ちょっと言っただけのように、車いすの幅、こう違うのかなということあってね、そういうこともあるんやから、そららをきちっとやはりしておかなかったら、特別の理由を決める、当然、町が決めるんやけどね、条例制定する、その基準がなかったら私はいろいろ混乱するんじゃないかなと思うんですけど、その点どうなんでしょうかね。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただ今ご議論いただいております、この特定公園施設ということの、進入路あるいは通路の幅員に関する規定でございますけれども、これはバリアフリー法のほうに基づきですね、技術基準が定められておるわけですが、その中で謳われておる幅員でございます。以前の政令の中で、いろいろ技術的なところの研究をされたうえで決められているところでございます。今、ご質問いただいております、その幅員をどう適

用するかということでございますけれども、これ基本的には、斑鳩町が新しく公園を設置をする場合に、この技術基準に基づいた施設をつくっていくということでございます。先ほど審査というふうなお言葉があったようでございますけれども、基本的には、斑鳩町の設置する公園でございますので、その中で、斑鳩町の、当然、担当者もそうですけれども、町全体として、やむを得ない場合であるかどうかということらへんは決めていくことございまして、どういった場合に90cm適用するのかという細部はですね、やっぱりその都度、その施設をつくる場所の地形的な状況によって個別に判断をさせていただきたいというふうなことで考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

小野委員　　ちょっとわからんな。その90cm云々じゃないんですけども、あのね、この後もね、特別な理由によりやむを得ない場合はとかね、そういうことが当然でてるんですね。だから、それら特別な理由というのはどういうものであるのかいうことは、どっかで文章で列記しているんですかって聞いているんです。でないと、その時の感覚で、いろいろ判断されたら、申請してくる住民にとってみたら、右往左往するだけですからね。だからこういう具合に、例えば地形、こんだけの高低差がある、だからもうこれは取れない、120cm以上取れない、だから90cm以上あれば特別な理由だと、これ、地形の状況と、この場所は言うてるけどね、他に2号のア、イも、これいろんな通路についての幅、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、ということになってくるんやからね、その特別の理由ということがね、申請者によって特別な理由が変わるようでは困るやろうということでは私言っているの、それらはあるのかどうか、決めてくのかとか、またそれこそ、元々これは県のほうからのやつやったかな、だから、それらについてもそういうものがありますので、ということを書いてもらえるのかなと思ってるんですけどもね、どうなんですかね。

都市建設　　この、ただ今ご議論いただいております、この条例につきまして、想

部長

定をしておりますのが、移動円滑化等に必要な特定公園施設を設置する基準でございますけれども、あくまで斑鳩が町が設置をさせていただく公園、先ほどのご議論の中で、住民さん等からの申請の審査をするといったご議論があったかと思うんですけれども、基本的には斑鳩町がつくっていく、斑鳩町がつくっていく公園を設置をする時に、その具体的なこの特定公園施設の技術基準をここで定めておりますので、やむを得ない、そういった判断につきましては、設置者である斑鳩町が、その都度、その状況に応じて判断をさせていただいて、新しい公園の計画をさせていただくということで考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

小野委員

それはちょっと私の勘違いでしたので、申し訳ない。申請という言葉を使ったりしたけど、だけど、それで下がったら私も格好つかんのですね。そしたらね、部長、1か所のところには90cm、95cmのところつくってある、特別な理由ということで、転用してね。だけど、次、他のところで作る時には、どうしてもそれは120cm以上しかだめなんだ、だからこういう具合にするんだというね、そういうものが生じてきた時に、やはりそうしたら、マニュアル的に、今度はね、町が施工する時には、こういう地形の場合はということで、その都度、その都度、例えばするのではなくて、設計の段階で、これは特別の理由にあてようとかね、やっぱり120cm以上がやはり必要なんですよ。今の、そりゃ80cmやから車いす、90cmあったらいけますやんかというような問題ではないと思うんです。やはり、今までからも道路拡幅について、ちょっといろいろと議論したけどもね、そんなんもう1mあったらよろしいですやんかと、やはり歩道はもう120cm、用地がうまくいかんというて、それで拡幅工事ができないこともあるんですよ。個々にはね。だから基本は120cm以上、それはあくまでも理由に、車いすが来ても、歩行者がいても通れるのは120cmだと、車いす1台だけやったら、そら80cmしかないんやったら90cmでもオッケーやろうということやけどね。だからそういうことは、但し書きのほうへ安易にい

ってもらったら私は困ると思いますので、そこらについては慎重に協議してもらいたいし、この但し書きがあるから、ここは用地の幅が取れないから、90cmでしとこうやとか、そういうことがないようにね、やっぱり、やってもらいたい。基本は120やということですからね。そのことはこの委員会で、条例の制定の審議させてもらっているときに付け加えておきますのでね、これを施行していくときに、行うほうですから、きちっとそういうラインを植えつけといてもらいたいと、そのように思います。

委員長 他、ございませんか。 中川委員。

中川委員 これ特定公園、斑鳩町の都市公園という条例やから、2つ目、前のと今のとで、そういう名目やから、開発業者が開発に伴う公園は、これには抵触というか、対象外なんかな。

委員長 井上都市整備課長。

都市整備課長 これにつきましては、都市公園の場合でございますんで、開発に伴うものについては適用がないということでございます。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただ今、課長から説明をさせていただきましたですけれども、これはあくまで公園を条例で設定するんじゃないしに、特定公園施設と、いわゆる園路であったり、という、それぞれの施設、公園自身を特定公園ではなしに、公園の中の特定公園施設というものをつくる時の基準、技術基準でございますので、先ほどからご議論いただいている施設の大きさであったりを定める時に、この条例に基づいて設置をさせていただくと、こういうことでございます。ちょっと特定公園か特定公園施設とか、その辺ややこしいんですけど、あくまでも施設の基準ということでご理解

を願えたらと思います。

委員長 よろしいですか。 嶋田議長。

議長 そしたら、その公園を町へ寄付採納を受ける場合には、どのように考えたらええわけなんですか。業者のほうで、そういう施設をつくっていただくのか、寄付採納を受けてから、町がそういうふうにするのか、そこから辺どうなんでしょう。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 当然、開発でできる公園につきましてもですね、設置をされる時には、できるだけこういうものが、特定公園施設に該当するようなものがつくられる時には、事前協議の中で、そういったお願いは当然してまいるものでございます。

それに違うものができてから、それを受けてそれをまた町がつくり直すとは、そういったことではございません。極力それに合わせるような形でのお願いをしていくものであるということで認識しております。

委員長 中川委員。

中川委員 ほんだら、そしたら私さっき聞いた開発業者の公園もこれに見合った、条例に合ったもんをつくってもらわなあかんということやろ。どういうことやねん。

課長の答弁と部長の答弁とちゃうやんか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時30分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長 再開いたします。 池田副町長。

副町長 申し訳ございません。まずこの条例につきましては、先ほどこの要旨にありますように、町が設置または改修する場合の、条例の基準でございます。ただし、先ほどからお尋ねの開発行為に伴います公園でございます、これにつきましては、当然32条協議を行いまして、将来的に開発許可が下りた段階におきまして、町に寄付採納として移管されるものでございますので、当然、この条例の基準に合致した内容で指導、32条協議を指導させていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第48号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、議案第48号、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市整備 資料の末尾にお付けしております要旨に基づきまして、ご説明をさせ
課長 てもらいたきたいと思います。要旨をご覧いただけますでしょうか。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、町が都市公園を設置する場合の都市公園並びに公園施設の配置及び規模について、条例で定めることその他、都市公園の設置については、都市公園法において、公告することにより設置とされていることから、設置等の条文を削除する改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、1点目といたしまして、都市公園法施行令に定める基準を参酌し、町が都市公園を設置する場合の都市公園並びに公園施設の配置及び規模について定めるものであります。その内容につきましては、住民1人あたりの都市公園の敷地面積や配置など3項目の基準を定めるものであります。

2点目といたしましては、都市公園法においては、都市公園の供用は公告により設置とされていることから、条例から設置等に関する規定を削除し、都市公園の設置、供用に関する手続きを簡素化するものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行してまいります。

以上、簡単ではございますが、議案第48号、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、何卒、原案どおりご承認を賜りますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第48号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第49号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、議案第49号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

下水道課
長

主な改正内容につきまして、要旨によりご説明させていただきます。
恐れ入りますが、議案書の末尾に添付いたしております要旨をご覧くださいいただけますでしょうか。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、下水道法の一部が改正されたことから、公共下水道及び都市下水路の構造の基準並びに都市下水路の維持管理に関する基準について条例で定めるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、(1) 条例第35条におきまして、下水道法施行令を参酌し、公共下水道及び都市下水路の構造の基準を定めております。

その内容につきましては、事前委員会においてご説明いたしました内容と変わりなく、①堅固で耐久力を有する構造とする等、10項目の基

準を定めております。

次に、（２）条例第３８条では、同様に下水道法施行令を参酌し、都市下水路の維持管理に関して、下水の排除に支障がでる部分は１年に１回以上浚渫を行う基準を定めております。

２．施行期日は、平成２５年４月１日から施行いたします。

以上で、議案第４９号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認たまわりますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって議案第４９号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第５０号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、議案第５０号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道 条例改正文並びに、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせてい
部長 いただき、末尾の要旨をもってご説明に代えさせていただきたいと思いま
すので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、末尾に添付いたしております、斑鳩町水道事業給水条例の
一部を改正する条例、要旨をご覧くださいませでしょうか。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正され、水道事業に
適用する布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者
の資格基準について、条例で定めることとなりましたことから所要の改
正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、水道の布設工事監督者を配置しな
ければならない水道の布設工事の範囲及び水道の布設工事監督者に求め
られる資格基準、並びに水道技術管理者に求められる資格基準について
新たに定めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するこ
とといたしております。

以上、議案第50号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例
についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、なにとぞ原案どおり承認いただけますよ
うよろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木田委員。

木田委員 この給水条例とは、あまり関係ないと思いますねんけども、先週やと
思いますねんけども、竜田川の左岸の麩屋さんの前でですね、漏水事故
っていうんですか、その工事をやっておられたと思いますねけども、あ
そこは公共下水が入った時に、本管替えられたんかどうかわかりません

けども、そう何年も年数経ってないのに、そういう漏水事故っていうんですか、そんなんが起るということはちょっとおかしいかと、私はそういうふうに思いますねんけども、そういう工事の保証期間っていうんですか、なんでも住宅でもやっぱり、何年間の保証期間とかあるけども、そういう公共事業とか、それらについてですね、やはりこの保証期間というなのものがあるのかないのか、それについて今後なければ検討してもらいたいと思いますねんけども、どうですか、それは。

上下水道
部長

今、ご指摘いただきました竜田川左岸の漏水の関係につきましてでございます。まず公共下水道の整備につきましては、あのエリアにつきましてはシールド工事で、幹線管渠を直接施工した区域でございまして、水道管の入れ替えはいたしておりません。ただ、今回の事故につきましては、たぶん私思うには、竜田川の河川改修のときに埋設された管だという認識をもっております。掘った関係、見た関係上そういう状況になっておりました。そういったことから、非常に古い時代の配管をされていたということでございますが、今回のことを受けまして、今後改修していく計画を今考えて検討しているところでございます。ご質問いただいております保証期間というものはございません。ただし、その埋設された期間を、時期を参考にいたしまして、改修していく、改良していく計画というのは、上水道課におきまして進めているという状況でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

木田委員

まさか、その業者がそういう失敗はないと思いますねんけども、やっぱりそういう事故が起こった場合はですね、その管の埋設時期とか、やっぱり年数とかを考えてですね、やっぱり保証期間というものを設けなければいけないような、この財政の厳しい時代に入ってきたら、考えなければいけないのではないかなと、やっぱり建売住宅でも10年間の保証期間は、業者がそんだけ責任持ってやるわけですか。だから公共工事やから、税金やからということになしに、やっぱりそういう期間も設けてもらいたいというのか、研究してもらいたいなということをお願い

したいと思いますので、今後どうかよろしく申し上げます。結構ですわ。

委員長 他、ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 以前から水道管の布設に対しては、そういった基準に基づいて、こういった布設の監督者がおられたと思うんです。今回、これ読んでみますと、かなり厳しく今後していくということがまとめられて、こういう形になったと思うんです。これを条例にすることによって、実際、業者が工事管理、監督等される中において、今後仕事をとられる場において、どういう影響というか、業者に求めていくのかということについてお聞きしたいと思います。

上下水道
部長 この条例につきましては、町サイドの監督員の資格基準でございまして、業者の資格基準ではございません。しかしながら業者につきましては、例えば管工事施工管理士、もしくは給水指定工事の責任者技術者の資格等々求めております。そういった資格を基本に町の給水事業者、もしくは指名業者を選定しているということでございますので、この条例につきましては、町の監督員の資格ということでご理解いただきたいと思えます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第58号 平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第58号 平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

下水道課長 続きまして、2枚目でございます。

(議案書朗読)

下水道課長 次に3枚目をご覧ください。工事位置図でございます。工事路線は、服部2丁目から目安北3丁目、興留8丁目地内でございます。南北の路線といたしまして、イツボ川の西側道路、町道403号線内で、服部2丁目の既設マンホールから南へJR踏切、及び三代川を横断し斑鳩南中学校西側までの施工延長350mの路線でございます。

また、東西の路線といたしまして、町道423号線内のイツボ川に架かる道路橋から興留8丁目地内の147.8mでございます。

総施工延長は497.8mでございます。

本議案につきましては、去る11月7日に制限付一般競争入札を行いました結果、株式会社 奥村組奈良営業所が1億7,480万2,950円で落札しましたことから、契約の議決をお願いするものでございます。

工事期間は、議会の議決後455日間とし、平成24年12月20日から平成26年3月19日までを予定いたしており、平成24年度から

平成25年度の2ヶ年の継続事業として取り組んでまいります。

以上で、議案第58号 平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認たまわりますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

飯高委員。

飯高委員 ちょうど立孔が何か所かあって、特に斑鳩酒店と南中のところですね、前の、これが立孔設置されるということで、大きさについてはちょっとわからないんですけども、これ、工事される場合においてはかなり、ここ朝なんかはほとんどお子さんの人が通られてするという状況にあります。工事中においてはどういう形になるかわからないんですけども、その点についてどういうふうに考えられているか、お伺いをいたします。

委員長 上田下水道課長。

下水道課長 斑鳩南中学校の前に面することもありまして、工事につきましては、9時からの施工となっておりますので、登校時には影響がないものと考えております。ただし、下校時につきましては、学生の下校ですので、片側通行及び交通整理員を配置し、十分な安全管理をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

委員長 他、ございますか。小野委員。

小野委員 ちょっと資料を持ってくるのを忘れて、今、探しておるんやけどね。確かこの入札は5社ですかね、そのうち3社ほどが辞退されて、2社がこの金額というのは、低入札調査価格ぎりぎりいっぱい、以上ですから、2社同額で応札されて、くじ引きによりこの業者と決まったというよう

に思っておるんですが、そうだったのか、ちょっと記憶が間違っていたら話がまたあれやから、ちょっと確認させてもらえますか。

下水道課長 当入札につきましては、2社の申し込みがあり、2社で制限付一般競争入札を行っており、2社が参加し入札を行っております。額につきましては、低入札調査基準価格の同額となっております。

小野委員 入札結果をいただいたときに、制限付一般競争入札やから、それに応じてくるというのは、もう向こうの自由やから、2社しかこなかったという理解でよろしいですね。それと、もう1社も同額で、同額の場合はくじ引きでということですか。

下水道課長 2社とも同額でありましたので、くじ引きにより決定いたしております。

小野委員 今、施工してもらっている岡本汚水幹線の2工区なんですがね。この時はね、何社か参加してて、失格価格ぎりぎりいっぱいこの業者が応札してきた。そして、これは偶然やと思いますねけどもね。今回のこの相手方が失格者として載ってましたね。失格価格というのが、その計算式だけが公示されていますので、業者によつての計算の仕方というのが、偶然があると思うんですがね。ぎりぎりいっぱいだったものですから。まあね、こういう超大手の業者がね、こういう価格でこうして競争しているということ自体がね、私はもうまあまあ以前からありますし、こういう幹線工事については、特に過去何回か、低入札とかの調査もさせてもらったりね、儲かったなというような単純なこと思ったこともありますがね。これね、どうなんやろ。そうしたらね、こんなことがずっと続いてくるということはね、めったにこういうことはないと思うんですよ。価格設定がね、甘いんじゃないかなという見方もされる。それはないんやということは、私は分かるんやけどもね。皆、企業努力してくれているということで、甘えておくこともそれでいいんやけどもね。

余りにもこういう失格額ぎりぎりでの競争をされる、それとか、今回でも低入札価格、これは価格は出ますから、公示してますから、その価格で2社が応札してくじ引きでいくと、こんなん果たして入札きちっとできているのかなとか、特にこういう工事についてはいろんな特殊性な、パテント持っている業者とか、パテントがあるような工事が必要になってくるんだからね、それらについて、それらもう解除になっているから安くいけるんだというんだったらね、価格設定についてはね、もう考えるときがきているんじゃないかな。そういうことも思うんですが、それらについてどのように検討しておられるのかね、ざっくりで結構ですから、ちょっとお示し願いたいなと思います。

下水道課
長

町の価格積算につきましては、岡本汚水幹線の時にも同様の回答をさせていただきますいておりますが、国の基準により、または、ないものについては、見積もりを徴収しながら、町の積算を行い設計書を作成しているところでございます。これで、失格価格につきましてはもちろん失格となる、品質の確保ができないというような状況でございますので、失格になりますが、低入札調査価格につきましても、国のほうでは品質の確保、または工事の手抜き、労働条件の悪化などが言われておまして、公共工事についてかなり慎重にお聴きして、監督をしているところでございまして、今回の金額につきましても同額ではございますが、安全の対策や労働の条件の悪化や下請けのしわ寄せにつきましては、低入札価格の制度を活用したものと同等に扱い、監督をしていきたいと考えているところでございます。

小野委員

当然ね、こういうところも会社の名目かけて、その価格でやってくるんだと思うんですけどもね。当然それは、もし事故とかいろんなことが起きてくるような工事をやったら会社全体に響きますので、それはちゃんとやってくれるんやと思いますので。なんかこういうのはね、ただ、町としては、いくらぐらい儲かったんじゃないんですね

やはりそんだけ慎重に施工も見ていかなあかんやろうし、後々心配な

ことになってくるのかなと、そのように思うんですけどもね。国の基準に基づいての価格設定等、今、課長が言ってもらってますけどもね、全国的にもこういうことが起きているんだというようなことも薄々感じてますけどもね。ということは、この価格はね、いろんなこういう特殊な工事については、特許というか、そのパテントを持っている、というかその価格が割と工事全体に響いてくると、いうふうなことも聞いてましたけどもね、それらについては、解除になっていく期間があると思うから、ある程度解除になっていくから、皆、他の業者、他の業者って言ったらかしいけど、パテント持ってる業者がとってるばかりじゃないだろうしね、他の業者がこういう価格で応札してくるのかなということもあるんです。その点は、設定してくのにもうちょっと厳しさを持ってくることがいいのかなと思うんですけどね。まだまだそれは、設定価格というのは、こういう具合に高いっていうかね、逆にみたらですよ、高いということありますので、それらは検討していく余地はないのかなと思いますねんけど、どうなんですかね。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道部長 積算基準につきましては、先ほど課長から説明があったとおりでございます。国土交通省から示されております一定の基準にのっとりた形で積算を進めているということでございます。ただまあ、その中で以前と違いますのは、その積算基準につきましても一般的に公開されて公表されている中で、業者といたしましては、それぞれ下請業者、協力業者等の協力を得ることによって、積算をあげてきているということでございます。そうしたことで比較的安くという言い方は語弊がございますが、そういった形で入札に臨んでくることは可能であるというような、世間一般的な状況だという感覚は持っております。ただ、その中でいろいろ考察を、さらに委員のおっしゃるように、行政側としてさらに考察を深めていくということは大事だと思いますので、今後研究させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第58号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)陳情第6号 土地売買に係る農業用水路変更整備工事等の早期着工を求める陳情書についてを議題といたします。

まず、議会事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務 それでは、陳情第6号 土地売買に係る農業用水路変更整備工事等の
局長 早期着工を求める陳情書について、ご説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務 2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては、省略
局長 させていただきます。

陳情の趣旨は、幸前1丁目地内の町道227号線道路改良工事と農業用水路等の付帯工事の早期着工を求められているものでございます。

なお、陳情書に添付されて提出をされました土地収用証明書の写しを資料として配布をいたしておりますので、あわせてご参照いただければと思います。以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長

この陳情書は、町道227号線道路改良工事、また農業用水路等の付帯工事に関するものですので、町が用地買収に関わった経緯と、また、現在、工事着工がされていない状況だと思いますが、工事に着手されない理由などについて、それら一連の経緯について、町のほうから事情説明していただきましてから、委員皆様のご意見をお受けするという順序で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、町のほうから経緯の説明をお願いいたします。

川端建設課長。

建設課長

それでは、今回の陳情書に係る、幸前農道・町道227号線整備工事の経緯についてご説明申し上げます。

この道路整備につきましては、平成18年度・平成19年度の衛生処理場継続にかかる補償要望で整備要望を提出されました。町としてはこの要望を受け地元と協議の結果、平成19年度より整備を進めることを回答させていただいているところです。

事業につきましては、平成19年5月16日に道路整備に必要な土地の境界確定のため立会いを行っています。

その後、立会いに基づく図面作成が完了したことから、地元役員及び関係機関との計画線について調整を行い、平成20年6月21日に地元代表者及び地権者に対しまして、道路整備についての説明会を行い皆様にご理解をいただいたところです。

それを受け、事業に必要な土地について用地交渉を進め、平成22年2月に地権者の方々と売買契約を締結し、平成22年4月14日に買収地の所有権移転登記を完了いたしました。

その間に、平成22年3月19日に幸前補償問題検討委員会、幸前水利組合次期代表の方々と補償要望について協議を行っており、この協議の中で、平成22年度要望については、すべてストップし取り下げる。変更して出したい、との申し出でありました。

その後、幸前補償問題検討委員会及び水利組合代表が交代されており

ます。

以降、代表の方とは整備事業を進めるべく協議をすすめてまいりましたが、平成22年11月16日付けの平成23年度の補償要望につきましては、本道路の整備要望は記載されませんでした。また、平成23年2月4日に口頭ではありますが、本道路整備の保留の依頼と経緯に関し、文書での回答依頼がありました。即日経緯と今後の考え方について回答しているところです。考え方につきましては、現在事業を実施しているところであり、今後においても地元と協議を重ねながら、工事発注を計画していく旨を文書で回答しております。

また、平成23年6月28日付けの幸前補償問題検討委員会の衛生処理場継続に関する要望書により、当該道路整備につきましては見直しの上、要望事項の変更願いが出されたところであります。以上です。

委員長

それでは、委員皆さんの質疑等、ご意見をお受けいたします。

木田委員。

木田委員

私、この件についてですね、今まで2回ぐらいこの委員会で質問とかいろいろご意見聞かせていただいておりますねんけども、まず、町はですね、それをやるのか、やらないのかということにかかってくると思いますわ。だから、これ図面もらっている、ここには、こんだけの鍵形のところしか書いてないですけども、秋葉川のこの端のところまでいくように買収はもう済んでいるというふうに、私は聞いておりますねんけどもね。だからやっぱり町道としてはね、その経過についてはいろいろ、わしかて自治会長もさせてもろとったし、議員でもあるのに、いつの間にやら買収しとったというような経緯はあってもね、だけど、買収してしまっただけ以上は、工事を進めるべきではないのかなということなんですけども。その一部のそういう人はですね、もうこんなあかんと言われたら、それでストップするのかなどうかについてですね、今までも聞かせてもらったけど、それはちょっと、というような返答しかもらってないんですけども、これ、今後そういう人がおる以上は、いつまでたってもで

きひんのと違うかなという、そういう危惧はありますねんけども。それらについてですね、町は、議会でそういうことを、仮に今日の委員会でも、また本会議でも、やっぱり、それが採択されたらですね、どういふふうに考えていきはるんかなというふうに心配してますねんけどもね。だから、その点についてですね、もうはっきりした決断をせないかんと違うかなと。これ一応水路って書いてますけども、これは道路に付随した農業用水路ですから、あそこのこのとこで、ちょっとこう曲がっているからね、それをやっぱりまっすぐせな水の流れも悪いということで、協力してくれはった梅田さんは、水路をまっすぐしてほしいという思いでこれを出してきてはると思いますねんけどもね。だから今後やっぱりこの件についてですね、今年度は無理やったら来年度着工するののかどうかについてですよ、もう町も早期に、これ22年に買収が済んでおる以上はね、考える時期ではないかなと思いますねけど、その点についてどうですか。

委員長 小城町長。

町長 今、木田委員おっしゃいますように、22年に用地買収をやっているということで、ただ、やっぱり補償対策委員長が代わられたと、水利組合長が代わられたと。その方が、あかんとおっしゃっている限りは、これはどないもしようがないと思います。やっぱり梅田さん自身もそうして協力されているということは、そういう補償の関係の、その水利組合長等にですね、十分話をしてですね、やっていかなかったら、私は幸前の町そのものが、こういうことが起こっていったら、結局最終的には行政、町がどうするかということよりも、自分のところの地域がどうあるべきかということを実際に考えなかったら、人間対人間の問題でですね、行政にこういうことを押し付けられる、あるいはこういう梅田さんの陳情を考えたら、我々としては当然、やろうということやっていくわけですから、それは進めるべきことは当然やっていかないといけませんけども、今の現状ではそういうことでおっしゃってますから、なかなかで

きない。まだこれだけではなしに他にもございますからね。はっきりと幸前そのものが、町内会が、町の関係の方々が、やっぱり真剣に考えなかつたら、私は今後大きな問題になってくるんじゃないかなと思ってます。

木田委員　そしたらね、そういうこと起きたらね、町もやっぱり率先して相談に乗ってですね、やっぱり解決に向かっていくのが当然やと思いますねんけどもね。昨日も岡本に行ったらでんな、なんか1人の地権者が反対してはるから循環道路ストップやとかいうようなこと聞かされたらね、やっぱり町も努力せんな、そんなん地元だけで地元だけでいうような形やったら、そんなん解決せえへんのと違いますか。だから、あそこの都市計画道路についても、まだ未だにあれかて最初に言ってから何年経ってますの。あれかてまだなんにも前に進んでいるような状況でないですやんか。やっぱりその辺のところもね、考えて、何年も経つというような何では、せっかくこれ予算つけてね、これもう2年も経ったら、これその先も買収してはったらこんなん1千万からかかっていると思いますやんか。そしたらその利息だけでも皆町民が負担することになるわけですよ。だから、そんなこと考えたら、もっと真剣に、やっぱり、われわれ地元だけに押し付けんとですね、町もやっぱり町もその人ら来られるわけですよ、だからその時にもっと強く押して話してくればはたらいいのと違いますのか、それ。

町長　まあ、木田委員も地元ということで、自治会長もされておられますから、やっぱりその実情はよくわかっていると思います。今の公民館にしてもそうだと思います。せっかくいい公民館をつくっても、結局やっぱり皆さん方が本当にそれが一部の者でやられているということになったらですね、補償やいうことでありますけども、やっぱりそこらを十分に考えなかつたら、やっぱり皆さん方ができる限りのお金を投入しているわけですから、岡本の件にいたしましても、地元の方が、一部1の方が反対しているって、いろんな条件があったから反対してはるんです。

何もその方は反対というよりも、結局俺は役になれなかったから、俺に相談なかったから、何も別にあれやけども、今、工事するのはやめてくれということですから、これは進められませんよ。だからやっぱりうちとしても、岡本かてですよ、あえて循環道路はわれわれやっぱり先通しでですね、できるだけ努力をしてやっていますやんか。そうでしょ。そこまで喜んではるんですよ。それできないのは村の実情ですよ。それをあえてわれわれがそこまでいけますかいな。私かてやっぱりそら、その村の人にも言うんですよ。言うけれども、その方がやっぱり怒っている以上はなかなか解決できませんやんか。逃げるのは簡単ですよ。やっぱりまとめてもらわなかったら、これ行政かて中途半端ですよ。村の人も中途半端ですよ。そしたらそれ排水管でもつくってくれと、道もできないものに排水管を持っていくというのは、これできませんよと申しあげているんですよ。町長に言うたらええとおっしゃるけども、私に言うたかて、村の中でもめているやつを、何で私がそれがええということ言えるんですか。担当の職員はできませんよと言っていますから。そこらをやっぱり木田委員も、もう少しやっぱり幸前にも、自治会長されて、今現在の自治会長さんとも、そういうことの経緯を十分に話してですね、やっていかなかったら、これ大変になると思いますよ、ひとつそういう点について木田委員さんも、自治会長として、昨年から2年ほど自治会長されてましたから、やっぱり今、自治会長新しくなっておられますけども、そういう点も十分ご理解いただいて、やはりその関係等については整理をしていくということが一番大事ではないかと思えます。

木田委員　　そしたらね、そういう町長の考え方やったらね、一切前へ進まんと思えますわ、これやったら。やっぱり町もやっぱり乗り出して行って、そしてわれわれも地元としても乗り出してですな、そして納得してもらわな。そんなもん、地元だけ押し付けといてでっせ、仮にそんなんやったら、わしそんなん黙って買収したこと、今そんなこと問題に出したら、どないなりますのん。私、何べんもその時に言うてますねんで。やっぱ

り黙って買っているわけですよ、これ。地元の議員にも何にも話もなしに町は、町が町費でもって買収しているわけですよ。だからそんなことも抜きにして、私は買収しはったから、それやったらその土地をもっと有効に使ったらええのと違うかということを行っているわけですよ。だから、今、町長が言ってるようにでんな、地元でもめとったら、そんなん放っておいたらええわって、その金を出した元が町長ですよ。誰ですよ、それ。わし、そんなん出してくれって言うた覚えあらへんですよ。だから公金を出した以上はでんな、責任を持ってやれるように進めてほしいですよ。

町長 木田委員がおっしゃるように、やっぱり地元の補償組合からこれをやるということの方角付けをされて、やっぱり用地を買収しているんですよ。それでやっていこうということの方角付けているんですよ。しかし今度、その関係の方が代わられたら、それはしてほしくないということですよ。これどないもしようがないですよ。だから何も地元の議員さんに、了解ももうてへんて、補償組合の方から、委員長からですね、そういうことで再三ありましたよ。それ以前にも幸前の問題でも、もう用地を買収したかて、入札したかてあかん、ある人が反対されたからあかんということ、仕事してないこともありますよ。再三悩まされているんですよ、幸前で。あるいはそういうことで。だからそういうことをもっとやっぱり的確にやっていかなかったら、木田さんが泥にまみれて入ってやらんとですね、いきませんよ、こんなん。村の喧嘩をやっぱりわれわれとして、行政がそれをどないもしようないですよ。そこらをひとつお願いしたいんですよ。

木田委員 そらね、何も村の喧嘩いうたってでんな、わしかて、あこらの道路なんか別に利用することもないねんから、放っておいたらいいようなものですよ。だけど、税金であれを買収しているわけですよ。それでっしょ。そしたらそれを活用せえへんたら、町民になんと申し訳したらよろしいねん。そんなもん仮に買収してなかって、こういう何が出

てきたら、そりゃこれは無理ですわとか言えるけど、ちゃんと買収済んでいるわけですよ。だからそれを言うわけですよ。何もそんなに買収もしてなかったら、別に、私何もこんな言わへんですよ。こういう計画あるんやったらそれは進めたってほしいとか、これは具合悪いとかやけど、ちゃんとこれも買収されているから言っているわけですよ。だからその辺の何はちょっと考え方は、私とちょっと違うんとかやうかなというふうに思いますねんどね。

町長

今も言ってますように、買収するという事は、工事やっていくわけですよ。しかし23年度にもう補償の委員長が代わられて、あかんておっしゃるんです。もう町はそれをやろうということで進めているわけですよ。あかんものをあえてうちは強行にできますか。そこを皆さん方をお願いしてほしいんですよ。村の中ではそないして、ばっと勝手にやっとなねん、勝手にやっとなねんと言われるけども、やっぱりひとつ責任持って、その方を会長に据えたんですよ。何もうちは、その買収を勝手にしたんちゃいますよ。補償の中でも何年か待ってもらってそれをやっているわけですよ。次はこれを進めていこうということで。工事も入ったわけですよ。それで、なんで補償の会長が代わられたらいっぺんにやめてくれと、そんなひとつだけちゃいますよ。もう1つあるんですよ。そして公民館だけはやりますねんと、私が12月のこの焼却場を廃止するという説明会で幸前に行った時に、12月何日かの時に幸前に説明に行ったら、いや町長、公民館できまんねんと、後ろから。わし何も公民館なんか話してませんが。今日は焼却場を廃止、24年度から廃止するんですよ、ということをしあげに来たわけですよ、ということをしているわけですから。

その辺のところは、私はどうもやっぱりその関係等についても、すっきりとってないんですよ、すっきりいくような環境を地元でつくっていただかなかったら、これ、どないもしようがないと思います。

委員長

ちょっと私も思ってたんですけど、ひとりずつ意見いただけますか。

中川委員。

中川委員 さつき町長言わはったように、水利組合長とか、補償委員長が交代されて、もうやめてくれと言ってはるねんから、もう行政は動かれへんやないかと、いう答弁しはってんけど、これは手続きとして、やっぱり公共事業であっても道路や水路つくる時、水利組合とかのやっぱり判いりまんのか。よう開発業者は判もらわなんたら開発申請できませんやろ。公共事業はどうでんの。そこらわからへんからちょっと教えてほしいなと思って。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 今回のと言いますよりも、委員、ご質問いただいております公共事業を進めるにあたって、地元の印鑑、はんこがあるのかどうかというご質問やと思います。基本的には、承諾書であったり、そういった印鑑とかいうのを貰うということを前提にはしておりませんが、皆さんがご理解いただけるように説明会や個々の説明も含めてですね、ご理解をいただいた上で、そこから進めるという形を取っております。

委員長 小野委員。

小野委員 私は、これ聞かせてもらっててね、最初のボタンの掛け違いというか、考え方が違うのかなと思っているんですがね。都計道路を施工する場合とか、今、中川委員が言っている公共工事ですね、その地域の道路改修とか、水路改修する場合に、今、部長は、基本的にはもらってないということもありますねんけど、やはり境界云々のことがあるから、やはり地権者、水利組合、それから農家組合とか、自治会長、一応そういうことで、その施工されるということに対しては、立会いもしてもらわなあかんしね、一応することに対して、地元から要望が上がった場合、やろうということになったら、やはり地権者の判とか、同意判とかをもらっ

ていっているのが実情だと思うんですね。

今回のこの陳情が、まあ以前から木田委員も地元のね、議員としていろいろ言うておられたから、なんかどういうことになっておるんかなって思って聞かせてもらってましてんけどもね。今、課長の経緯の説明、経過説明ということで聞かせてもらって、地元の結局、補償要望、補償委員会というのがあるんですかね、検討委員会というのを。それは、はっきりと私は実態が掴めなかったんですが、衛生処理場の補償についてはずっといろいろ交渉もしてもらって、補償工事をさせていただいていたという経緯がありますので、その中で、18年、19年の補償要望の中に、この工事のことが入ってあって順に進めていったと。そして最終的には、22年の4月に分筆も終わって買収が済んでいる。ところがその22年3月29日ですか、検討委員会が代わられたんですね、これね。なんかそれで、その22年度の要望をストップして、23年度の補償には載っていないと。だから、町としてはどうすることもできないというのが経緯説明されているんですがね。で、1点、その上で、木田委員もいろいろ質問もされて、いろいろ町長と議論されていたということもありますねんけどもね、その後ね、保留になっているのを文書で回答したという、これちょっと年代聞き漏らしてんけどもね。これは保留になっているということなぜだというのは誰かが聞いてきたので、その誰かに返したのか、その自治会に対して返したのか、どういう文書を返しておられるんですかね。

委員長 川端建設課長。

建設課長 これは平成23年2月4日、その時に補償問題の検討委員会の委員長さん、その代表の方がこの申し出をされています。それで、一応説明の中は、経緯、今までの経緯の説明と、それからどう考えているのかということで、町の考え方を、今度は口頭でありましたけれども、文書で本人さん、代表者の方に返しているということです。

小野委員　そしたら23年2月4日にということは、その検討委員会の委員長さん、その委員長さんが22年度までの要望をストップして、23年度の補償のところに記載してなかったのは、23年の2月4日になぜ保留になっているかと聞いたんですか、じゃないでしょ。22年度、年度とちょっと日とあれがごっちゃになって申し分けないねんけどね。

建設課長　23年2月4日に、口頭での、本道路整備事業の保留の依頼、一旦保留にしてくれというような依頼があって、その時にその委員さんはその経緯というのは、あまり知らなかったらしいんで、その経緯を説明させてもらって、町の考え方を示したということでございます。

小野委員　で、その検討委員会の委員長さんが23年の2月に、保留してくれと口頭で申し入れられた、要望されたということやな。それで、今までの経緯を文書で回答してくれとされたので、文書で回答した。ということは、今日説明してもらっているようなことを回答された。そしたらその文章で回答するということは、結局要望がストップされているということ、検討委員会としてね。だから地元へそういうことを言うてもらえるために出しているんやね。だから地元ではそういうのは、町としての回答ということは出しているんやろうけども、あえてこの地権者の方がね、こうして今なぜ出してくるんやろなど。素朴な疑問があるんやけどもね。地元としては、これはストップになっているから、町としてはできないという、今の段階ではね、ゴーサイン出してもらわな町としてもできないですよ。これちょっとこういうことを言ったらどうかなと思うけども、木田委員は町長公金使っているんやろうという意見を言っはるねんけどもね、私は、これはね、補償としての要望があって、ゴーサインが出ている間に、その間買収までやっていったと、それはまあ予算も組んで議会にも報告して審議してもらっておられるんやと思いますから、町長が公金を勝手に使ったということには当たらないと私は思いますしね。それは手続き、地元からの要望について、補償要望について議会も認めているんだから、これはそういう行為で、使っているんだからとい

うのは、ちょっと私は当たらないと思いますしね。

どちらにしてもね、都計道路の用地どうのこうのという発言は私もよくしますけどもね、それと工事の、地元が、補償検討委員会がきちっとやっぱり地権者にも、今ストップしているということをね、説明しなかったらちょっといかんのじゃないかなど。ただね、こうしてえらい結論を急いでいくような言い方になったらいかんけども、私の意見としてはね、これ地権者の方も不思議に思っておられるからね、なぜやろうということ、思っておられると思いますし、「具体的な説明もなく困惑していることもあり」と、工事の未着工に関してということも文書に書いておられますしね、これはその検討委員会の委員会に対しては回答されているんだけども、どうも、この陳情者に対して伝わってないような可能性もありますんでね。この陳情に関しては、そして地権者に対しては、今までの経緯、そしてこういう状態で進めないとか、ストップかけられているからということ、そういうような回答してもらうのが一番いいのかなど、そのように思っているんですがね。私の意見としてはそういうことです。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時41分 再開)

委員長 再開いたします。それでは55分まで休憩いたします。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時55分 再開)

委員長 再開いたします。それでは、委員皆さんの意見をお聞きしたいと思います。 飯高委員。

飯高委員 今、いろいろと経緯を聞かしていただきまして、幸前では補償問題検討委員会というものが設置されているということで、これ今回、補償に関することですので、それに対して、いろいろと町への要望、また進めていくという方向性であったとは思うんです。ただ、やはり、こういうことについては、町長も先ほど言われましたように、やはり地元でまとめていただくというのが、これがもう本筋だと私は思うんです。ただ、ここの陳情者がやっぱり困惑しているということで言われているように、やっぱり、この人に対して、今この工事の実情等、やはり町としては、収用証明ですか、これをあげている限りにおいては、土地収用法とか、それに基づいてまたやっていますことですから、この土地収用法というのは、こういった中においては、公益・公共の利益となる事業の遂行していくということも、ひとつ謳われていますので、当然、やっぱり今までから、協力・遂行するような方向で相談もし、リードしていただいていると思います。

なかなか見えてこないというのが、やはり幸前の検討委員会の中身ですけれども、やはりこれについては、まず、先ほど言いましたように、陳情者に対してのそういった報告をお願い、先ほども小野委員も言われておりましたので、そういう方向でお願いしたいなということです。

委員長 紀委員。

紀委員 私の意見としましても、今、飯高委員が言われた意見と大体いっしょなんですけれども、最初に、補償検討委員会で検討されて、道路・水路の整備ということで申し出られておられまして、今回、検討委員会がかかったから、中止やというような回答されてる、ということですので、幸前内部の自治会全体での意見がまとまってないように思われるんですけれども、その辺も含めまして、再度検討していただいた上での回答という形にさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

委員長 中川委員。

中川委員 陳情者に対しましては、今、各委員おっしゃっているように、こういう経緯で工事に着手できないという回答を文書で報告をしていただきたいというのと、先ほど私確認させていただきましたが、やっぱり、町、強行的に着手しようと思っても、水やはり路の改修する隣接者、また通行止めする、通行される住民の方々の同意なしでは工事も着手できないと思いますので、やはり地元で、ひとつの答え、一定の議論をしていただいで、答えを出していただきたい、そのように思います。

委員長 他、もしありましたら、ございませんか。 小野委員。

小野委員 先ほど大分いろいろ話させてもらってんやけどね。当然、検討委員会の、この要望ストップということが、これ、早期着工ができない理由ということになっていきますので、検討委員会からゴーサインが町へ出すように、出すようにというか、出てくるように、やはり地元がもう一度、検討委員会が今ストップしているんだという実態をしっかりと地元の方が認識してもらって、検討委員会から、この陳情者は、早期着工ということで申し入れておられるんですから、この方もその検討委員会にゴーサインを出すように促すべきだと。町のほうから、その検討委員会にはゴーサイン出してくれということは、これはできないと思いますので、そういうことを十分、自治会にわかるような回答を議会としてはすべきではないのかなと、そのように思いますので。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 01 分 休憩)

(午前11時09分 再開)

委員長

再開いたします。

本委員会といたしましては、本陳情書については、委員皆様のご意見をお聞きする中で、不採択ということでご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

これに関して委員会としましては、陳情者に対して文書をもって、経緯、今までの経緯等、そのことについて、文書で、町のほうで説明をもってしていただくということで、意見が取りまとめられましたので、よろしく願います。よろしいですか、それで。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、陳情第6号については、不採択とすべきものと決しました。

続きまして、2. 継続審査、都市基盤整備事業に関することについてを議題といたします。

はじめに、①公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料2をご覧くださいませでしょうか。

最初に、公共下水道の進捗状況でございます。

岡本汚水幹線2工区工事をはじめ、現在施工中の8路線につきましては、11月の事前委員会でご報告いたしました状況と特段変わりなく順調に工事を進めているところでございます。

また、事前委員会で、入札予定の報告をいたしておりました、神南3丁目地内2工区-11工事につきまして、11月30日に入札を行い、

栗原工務店が落札し、これから施工計画協議を行い、平成26年3月末の完成に向けて進めてまいります。

つづきまして、公共下水道接続申請状況でございます。すみません、資料2をご覧くださいませでしょうか。

平成24年11月末の状況でございます。事前委員会で報告いたしました10月末より12件増え、平成24年度に入り、203件の申請を受け付けました。申請総数が2,670件、利用世帯総数が、3,003世帯となりました。接続率につきましては、64%でございます。

次に、融資あっせん利用数は、11月に1件の申請を受け付け37件になりました。浄化槽雨水貯留施設への転用申請は、前回と変わらず36件でございます。

すいません。先ほど施工協議を26年と申しましたが、25年の3月末の誤りでございます。すいません、申し訳ございません。

以上、今後も、公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
小野委員。

小野委員 一般質問のときに、私が鳩水園の汚泥処理について、民間業者等に搬出と申しますか、委託したらどうやと、それを検討しているかということで、現在の量では、まあ高いと。だから、ある程度その量が減れば、ということは減るといことは、接続が増えていけば、その量がかわってくるから、その時点では考えられるという回答をもらって、原課のほうからいただいとるんやけどね。現在の計画の、全部完成した場合、全部接続した場合に、あの量になるのかなという心配があるんやけどね。どれくらいの施工されて、接続がされたら、あの量になるのかなという。1回試算してほしいんやけどね。一般質問のときに、ちょっと資料持つ

てこなかったらからあれやったけど、何リットルかになれば、今の処理してるあれから逆転するとか、今、処理量が多いからね、業者委託いうか、搬送する、いろいろ改造せんなあかんこともあるということは聞いていたけどね。あこ、中継所にして、それから、大型のああいうバキューム車というんかな、あれで運ばんなあかんというようなことも聞いておるんだけどね。どちらにせよ、今の汚泥、汚水汚泥とか、生し尿、その量が減らなければ、そのことが割高になるんやということで回答もらっとるんやけどね。また、この接続が全部終わって、全部しても、その量にならへんねやったら検討する必要ないやろうしと思ってるねんけれどもね。ちょっとまた、原課ともいろいろ、ちょっと量のこと回答もらって、それもらってないからね、ちょっと協議してもらいたいなと思ってるので、また今度のと看で結構です。

下水道課長 すみません、今、委員おっしゃっておられます、汚水量ということでよろしいですか。そうしたら次、次回委員会におきまして、都市計画区域内、2万5,670人の都市計画区域内での計画人口もっておりますので、その下水道へ汚水量をご報告させていただきたいと思ひます。

小野委員 ごめん、説明ちょっとまずかったと思うね。汚水量じゃなくて、今、あそこへ運ばれている汚水あるやん、生し尿と、それから浄化槽汚泥。それが今何リットルやったかな、それやったらものすごく高くなるから、何億ってかかるから、今のところは無理やということ聞いたんです。それが減れば、今の、生ごみといっしょやね。それが減れば、生ごみやったら、みなさんにいろいろ協力してもらって、分別とか、減量かかってきて、現在、その向こうへ業者委託している。汚泥というか、その処理する汚泥、今、鳩水園で処理しているのは、生し尿と、それから各浄化槽の汚泥やな。これを減らすということは、公共下水へ接続するということしかできないね。分別も何もできないから。だから、この接続を増やしていかんないかん。で、今、2千なんぼかな、申請受付、接続してもらって、だけど、これは施工した中での件数やと。これが果たして

何件まですれば、逆転する数字になるのかね、それを原課とちょっと打ち合わせしてもらって、打ち合わせというか、協議してもらってね、次の委員会でいいから、今なんぼ入っているということ、そちらわからんもんね。そうしたら、その接続を増やしていけば、減ってくるんやろうということで、ちょっとお願いしたいなと思ってるねけど。

下水道課長 接続率とし尿、鳩水園への処理との関係について、環境対策課とも調整して、次回の報告させていただきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 それでは、②都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、いかるがパークウェイについてであります。稲葉車瀬区間において施工されております整備工事につきましては、白山神社付近及び前回の委員会において説明させていただきました岩瀬橋付近の工事が進められているところであります。なお、前回の委員会におきまして、委員よりパークウェイ岩瀬橋付近における施工スケジュールが把握できるような資料及びパークウェイ岩瀬橋に接続する道路縦断図の提出の求めがありましたので、奈良国道事務所と調整いたしまして、本日資料3という形で配付させていただいております。その概要についてご説明をさせていただきます。

それでは、資料3、いかるがパークウェイ施工フロー（岩瀬橋付近）という表題の資料をご覧くださいませでしょうか。

主な工事内容と概ねの施工予定時期を四角囲みの枠に記載させていただいており、右側の枠外に前回の委員会で資料配布させていただいております各ステップを記載させていただいております。

1 番上段の枠から順番にご説明させていただきますと、まず、岩瀬橋西詰本線の盛土を行っていくために必要な町道501号線及び町道502号線の迂回路を設置する工事を、平成24年11月から25年2月にかけて実施される予定であり、現在、その工事が進められているところであります。

次に、岩瀬橋西詰本線盛土工事等を平成25年2月から3月にかけて実施され、パークウェイ岩瀬橋を部分的に完了させ、通行可能な状態とし、パークウェイ岩瀬橋へと交通を移行させた後、3つめになりますけれども、平成25年3月から4月にかけて町道401号線岩瀬橋、現在の岩瀬橋でございますけれども、これを撤去する工事が実施される予定となっております。で、岩瀬橋の撤去が終われば、次の竜田川右岸側で未施工となっておりますパークウェイの岩瀬橋下部工事を4月から5月末までに施工し、完了させる予定となっております。次に6月から10月末までは出水期のため河川内の工事ができないため、出水期が終わる11月から12月にかけて残っている上部工事を施工し、パークウェイ岩瀬橋全体を完成させ、次に平成26年1月から3月にかけて、パークウェイ岩瀬橋付近の道路施設など最終の仕上げ工事を実施し、平成26年3月の供用を目指す予定になります。なお、施工時期は大まかな時期を示しており、各段階での工事内容が大きく移行する段階におきましては、周辺住民の皆様への回覧及び現場での事前周知等を行われていくこととされております。

続きまして、2枚目のパークウェイ岩瀬橋に接続する道路縦断図であります。資料の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

図面のほうは、下が北側となっておりますので、たいへん申し訳ございませんが、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

まず、上の図面はパークウェイ暫定供用時における本線道路縦断図で、黄色に着色している部分の道路の縦断を示しており、赤丸で示した道路

中心部分において現況地盤高より道路が上がる数値を示しております。例えば、一番左側の交差点中央部の位置で1,285mm、1.285mというように確認いただければと思います。また、図中のI=2.500%の表示は矢印の方向に2.5%の勾配を表示するというものでございます。

次に、下の図でございますけれども、竜田川左岸の町道409号線と町道459号線及び右岸の町道501号線の道路縦断図でございます。図面表示等につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございますので、ご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、岩瀬橋西詰めから三室交差点までの間の道路計画の検討状況でございますけれども、新楓町自治会、4班でございますけれども、説明会を去る12月2日に開催され、ご意見を賜ったところであります。この際、環境に対するご意見もございましたことから、今後は、奈良国道事務所におきまして、環境面での検討を行いながら、道路計画についてもご理解を深めていく予定であります。また10月の21日に、同じ新楓町自治会4班への説明会をさせていただいており、その道路計画案に基づいて、地権者から幅杭の設置要請がありましたことから、11月の26日に新楓町4班付近、前のあたりですけれども、ここで計画幅杭の設置がなされたところであります。

続きまして、法隆寺線整備事業でございますが、国道25号取り付け部分において残っております1件につきまして、前回の委員会以降、地権者への連絡等をとっておりますが、年末のこの時期でもあり外出されていることも多く、地権者ご本人と直接お会いして、お話ができておらない状況でございます。引き続き、連絡や訪問をいたしまして、事業に協力いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で、②都市計画道路の整備促進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 井上都市整備課長。

都市整備課長 ③の J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することですが、前回委員会以降の進展について、特に報告させていただく事項はございません。
以上、③の J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 斑鳩市の開催について、理事者の報告を求めます。

清水観光産業課長。

観光産業課長 それでは、斑鳩市の開催について報告させていただきます。平成21年度より、地域特産物の販路拡大と地域産業、地元観光の活性化を図ることを目的として、本年度も開催をいたします。

開催場所及び日時につきましては、平成25年2月23日の土曜日と24日の日曜日の2日間、午前10時から午後3時まで、斑鳩町法隆寺観光自動車駐車場で実施いたします。

内容につきましては、町内物産の展示販売を中心に行う市の形態を取り、北海道知床・長野県飯島町・大阪府太子町・神奈川県小田原市・愛

媛県松山市、そして姫路市・新潟市等にも物産展に参加していただき、出点規模は約60区画を予定いたしております。

そして、さまざまなステージイベントを連続的に組み入れ、趣向を凝らしたにぎわいを演出することにしており、また、岩手県及び岩手県大槌町と、奈良県南和地域の特産品の販売を行うことにより、復興の支援も行ってまいり、盛大なイベントとしていきたいと考えております。

詳細につきましては、現在、実行委員会の皆様方で調整を行っているところでございます。

以上で、斑鳩市の開催の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。
藤川都市建設部長。

都市建設部長 1点報告をさせていただきたいと思います。前回開催をしていただきました11月20日の事前委員会におきまして、私のほうから、平成24年度一般会計補正予算（第3号）について報告をさせていただきました。そのなかで、道路新設改良費の増額補正のお願いを、3,500万円ということさせていただきまして、ところがその事業につきましては、年度をまたいだ発注をさせていただくこととなりますことから、繰越明許事業費のお願いもあわせてさせていただきたいということで、現在、提案をさせていただいております一般会計補正予算（第4号）につきましては、繰越明許費のお願いを合わせてさせていただいておりますので、ご了解たまわりますよう、よろしくお願い申しあげたいと思います。

委員長 報告が終わりましたので、何か意見ありませんか。

(な し)

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については、終わらせていただきます。

次に、4. その他について、各委員から質疑・ご意見等がございましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員 同僚議員の一般質問で、県水が1立方メートルあたり20円ほど下がる予定やと言うてはってんけど、斑鳩町は県水と自己水と、両方で各家庭へ供給しているんで、1立米あたり各家庭に入っているの、何円ぐらい下がる計算になるのかな。

委員長 谷口上下水道部長。

上下水道 部長 これからちょっとシミュレーションしていく予定なんですけども、一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、県水が値下げする値下げ幅、そのものが町の料金に反映するということではないとご理解願いたいと思います。今後、25年度の議会・委員会、早ければ6月には資料等お示しさせていただきますして、ご相談を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

中川委員 それは、県水の20円値下げ、丸々20円は斑鳩町に反映できへんけど、えっ10円、県水が10円。

上下水道 現在、県水と自己水との割合が、60%と40%という割合になって

部長 おりますので、60%の比率というのは、かえがたいという数値である
とご理解いただきたいと思います。

簡単に言いますと、10円ですので、6円というご理解でいいと思
います。

中川委員 その分は値下げする方向なのか、いや、このまま今の水道料金を維持
しようと思っているのか、そこらの方針はもう決まってんのかな、まだ。

委員長 小城町長。

町長 今、谷口部長も、一般質問でお答えしておりますように、だいたいや
っぱり県水が値下げですから、町の関係も、今現在だいたい6円という
ことですけれども、だいたい6月議会までにそういう一定の方向付けを
して、5円になるのか、6円になるのか、7円になるのか、その辺の方
向付けを決めてですね、9月議会、最終的に、10月1日からそういう
形で町民に対応していこうという考えをもっています。

中川委員 みなこんご時勢やから、そら支払いは安くすんだら助かるねんけど
ね、逆にその分下げていただいたらありがたいんですけどね。また、県
水が上がるような心配はないのかどうかということ、そこら確認とれん
のかな。またすぐ上げよるいうなことあったら、やっぱり町としても具
合悪いし。

町長 県水にしても、値下げをして、また値上げをするというようなことは
考えられませんし、ただやっぱり県水の悩みは、町は60%県から買っ
ていますけれども、これだんだんと売れにくい、やっぱり設定をしてい
ますからですね。5年ぐらいの関係で、斑鳩町こんだけ買うてください、
他でも買うてますと。ただ、議会でもいろいろあるように、そんなん、
えろう県水使わんと、町でいけんねやったら、減らせとということでは減
らしていますけれども、やっぱりそういうことも考えたら、県もたいへ

んやと思います。いずれにしても、大滝ダムが完成したら、値上げをしたいということですが、柿本知事の時にも値下げして、今現在もまた値下げをするということは、やっぱりその水の供給いうのか、県水にしても、できるだけ値下げしてでも買っていただくということですから、当面は、値下げして、値上げするということはないと思います。

委員長 他ございませんか。 木田委員。

木田委員 以前の委員会で質問というのか、調査してほしいということですね、私の家の富雄川にかかる米寿橋ですか、その調査を、劣化して、道路面においてはぐり石が飛び出ているような状況と、それと右岸側の橋と道路の擁壁というんですか、その緩衝材が抜け落ちて、真ん中あたり抜け落ちてしまってますね、コンクリートが下まで、そこら目視でだけへんねんけども、欠けておるような状況で、あのまま放置すればですよ、橋の通行にも影響してくるのではないかなということで、質問させてもろてんけども、それ調査して、そしてどのようにしようと考えておられるのか、それ聞かせてもらいたいと思います。

委員長 川端建設課長。

建設課長 米寿橋ですねんけど、一応、委員さんのおっしゃるとおり、道路と橋の継ぎ目の緩衝材はかなり劣化というか、なくなっているところがありますので、これは今、追加して整備しようという考えで、今現在進めております。全体の整備等、調整につきましては、長寿命化等で図っておりますので、その順次、計画的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

木田委員 それとですね、左岸の高安の降りていくところの擁壁ですね、あれがもう何年前に補修してもらったやつが、また上部のほうで5 c mぐらい口が開いてきてますねんけどもね。それについて、道路自体が前にア

スファルト詰めてもろたよって、水の浸透もわりかしなくなって止まっておったように思てんけども、また道路自体がいろいろところ、何か破断いうんですか、割れて何になって、水が浸みてそういうことになっているのと違うのかなと思うねんけども、大事にならんようにですね、またいっぺん見てもらってですね、補修すべきやったら補修してもらいたいし、そしてまた、道路についてもアスファルトを流し込むだけやなしに、根本的に水の浸透のないようにですね、考えていただいたらいいなと思いますねんけど、その点について、これはある程度、要望としてですね、早急に調べていただいて、その対応をしていただきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。 小野委員。

小野委員 昨日、寒い中、産業まつり、設営から片付けまでご苦労様でした。ちょっと勘違いしていたら申し訳ないんですけどもね、式典の時間を30分ほど繰り上げて、今回されたんやと思うんですがね。その式典についていろいろ議論があって、何か少ないとか、それから販売開始時間等の調整とかで、今までいろいろ検討しておられたと思うんですけどもね。今回式典でね、私は30分早なっているの忘れて、ちょっと遅れて行ったんやけどね。その式典の感じでね、一番気になったのがね、議長の挨拶のときにね、途中から後ろのほうで、ざわざわざわざわしたんですよ。振り返るわけにもいかんしね、議長もなんか挨拶しにくそうにしておられたんやけどもね。なんか見たら10時、販売開始の時間やったんかなと思ったりも、後で考えてんけど、原因わからへんねんけどもね、何かものすごくざわざわざわざわされたんやけども、何が原因やったんかなとかね。それから、その式典に参加しておられる人たちが、販売時間ですか、それになってきて移動されたんかなとか、思ってますねんけどもね、その点、何が起きてたんですかね。

委員長 小城町長。

町 長

これは産業フェスティバルから産業まつりに変わりましたけれども、以前は12時半から式典をやっておったんですけども、2年前、昨年から9時半に変えています。何が問題かといいますと、やはり式典等には少ない、そしたらやっぱりもう10時に開店ということですから、9時半にして、今回はオープニングセレモニーを9時25分ぐらいですか、始まったのが9時30分、9時33分ぐらい。3分か4分遅れました。10時にやっぱり皆さん方、その販売のところへ着きますから、そういう点はやっぱり今後考えなければいけませんし、やっぱり表彰の関係もちょっと時間がかかったのかなということもございますけども、そういう点で、今、小野委員ご指摘のように、やっぱり10時に販売をするということも決めてますし、チラシにも書いてますから、予定どおりにやっていくということですから、後ろにおられる方々が販売のほうへ行かないといかんということで、ちょっと立たれたということもございます。そういう点については、来年、今年の産業まつりを反省をしながらですね、また実行委員会でそういう点も踏まえて、小野委員がこういうご指摘だということも踏まえてですね、来年の産業まつりにそういうことのないように努めてまいりたいと思っております。

小野委員

議長ここにおられるけどもね。なんかざわーつとしているしね、後ろ振り返るわけにもいきませんしね。議長もなんか挨拶するのにだいぶ苦労されたのかなと思ってますので、ぜひそれは、いろいろなことを考えていってもらわなね、せっかく来賓は、代表して挨拶をしてもらっているといつかね、そういうことですので、やはりそれを設営している、実行している担当課としてもね、その辺やってもらいたい、きちっと検討してもらいたいなと思います。

それとね、単なるミスだったと思うんですがね、安堵の副町長も来賓として来られていたんですが、紹介がなかったんですね。それで、町長も、副町長も、担当部長も慌てていろいろしておられたんですがね。私はね、司会者のほうにね、来賓予定者といつか、来賓に来られた方の、

すぐに誰かが責任を持ってね、来賓者の紹介に入れるか入れないとか、来賓で来てくれているとかいう判断をね、やはり幹部の連中がね、きちっと見とかないかと思うんですよ。ましてね、安堵の副町長はぶらっと来たんじゃないと思うんです。ちゃんと椅子の後ろに書いてあったんだと思うんですね。うちの副町長が慌てて、そこちぎって、町長に報告して司会者に渡しておられたけどね。なんかえらい式典をやっている者にしてもね、そういう詰めができていないように思うんです。だから、そんなんはね、司会者の者に向けるっていうか、式典始まる前にはね、その責任者がね、誰かは私は知りませんが、あの式典の責任者は来賓についてはきちっと見て、それで突発的にも来られた方も来賓の席に案内するとかね、やはり司会者に紹介、司会者が漏れて言わなかったんじゃないということは、私は、こちらから見ててもそう思いますしね。そういうことはないようにせな、失礼も極まりないと思いますけどもね。やはり式典をやる時の責任というか、流れというのをきちっと、初めての式典じゃないねんからね、そんなミスをしているようではちょっと格好つかないと思うんですがね。その点についてはやっぱりきちっと反省もしてもらって、来賓に対応する人が、手が足らなかったというのならそれは結構やけどもね。きちっと誰がそういうことをするのかと、式典を進めて行く中では、やはりひとつのポイントでもないと、他町の副町長が来賓としてお見えになっている、それを漏らすというのはね、ミスは、私はあってはならないことだと思います。その点についてどうなんでしょうか、あの式典の責任者としてどのように思っていますか、誰か、誰ですか。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただ今、ご指摘いただいておりますように、来賓の方のご紹介を抜かしてしまっておりまして、これはご指摘いただいているように、大変申し訳なかったと思っております。来賓の方のチェック体制なり、私につきましても、きちっとその辺がきちっとチェックできていなかったとい

うところで、そういったミスをおかしてしまいましたので、次回以降こういうことのないようにですね、十分に体制も含めまして、注意を図ってまいりたいと思っております。

小野委員　そしたら来賓のチェックをするのは、部長だったと理解したらよろしいですかね。

都市建設
部長　申し訳ございません。具体的に申しますと、来賓の方が受付を通らずに入られてしまっておりまして、席に座られておりました。たまたま近くにいてた私がそれを見逃しておりましたので、元々、私が最初からチェックするということではございませんけれども、チェックの網を漏れて入って来られた所を、座っておられるのは当然確認できるわけがございますから、近くにいてる私がそれを気づかなかったということであったと思います。

小野委員　私はね、そういうことを聞いているのと違うねん。受付を通られたから、受付から来ているとって司会者に渡しておられるのか、やはり来賓の係りとかね、それは部長であったらね、中に入ってから来られたんだったら、またそれでもチェック入れてすぐ対応せないかんしね、やはり部長が来賓の対応する責任者としたらね、来賓の受付のそばに立ってね、やはりそちらへ受付してください、それで完了してるかどうかということもね、来られない来賓もおられるしね。それから、そこ通られない来賓もおられるしね。それはそうすべきだと思うんですよ。だから、そこらその責任者が部長でしたんか、そしたら部長そういう場所に立ってなくて、中に入っておられたんやったらちょっとおかしいん違いますかということをお願いしたいしね。今後そういうことのないような、ポジションとか、来賓のチェックするのが部長だったら、来賓の受付のどこを、入り口で、裏口から入ってきた来賓でもないやろうしね。やっぱりそこらは入り口で見えて、安堵の副町長、顔ご存知やね。副町長で呼んであるねんから、来賓の受付へ行かれなかったら、ちよっ

と来賓のほうへお願いしますというのが私は筋ではないかと思うんやけど。今後そういうことがないようにお願いしておきたい。やはり誰かがするとか、誰かが見てくれる、するんやというような形では、今、来賓のこと言ってますけどもね、式典とかそういう催し物では、きちっとした責任を持ったポジションにいてもらわんなら、いろんな人を配置してあると、それらを検討してもらわな、やはりいかんと思うので、また、この産業まつりの反省会もされると思うしね、その点もちょっとよろしくお願いしておきます。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 他にないようですので、継続審査についてお諮りいたします。
お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう
よろしくお取り計らいをお願いいたします。
その他についても、これをもって終了いたします。
以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時48分 閉会)

